

02. 広瀬病院 院内感染防止対策部門の業務指針

1 基本方針

この指針は、広瀬病院の全スタッフが院内感染対策の必要性を十分に理解し、感染防止対策および院内感染発生時における体制を確立し、安全で良質な医療の提供を図ることを目的とする。

【院内感染対策に対する基本的な考え方】

院内感染対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものである。

当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院にかかわるすべての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努める。

2 院内感染を防止する組織及び体制

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染対策委員会を設置し、毎月 1 回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討する。

また、感染制御チーム(ICT)を設置し、感染防止対策の実務を行う。

※ 組織図は、〈資料 1〉「広瀬病院 院内感染対策管理組織」を参照。

(1) 院内感染対策委員会

- ① 院長を議長とし、各専門職代表を感染委員として組織する院内感染対策委員会を設け、毎月 1 回定期的に会議を行う。

緊急時は臨時感染対策委員会を開催する。

- ② 感染委員の中からリーダーを置き、院内の全般的な問題点を把握し、感染対策室長を交えて対策を講じる。任期は 1 年間行う。サブリーダーは前年のリーダーが行い、リーダーをフォローする。

- ③ 感染委員は、職種・職位にかかわらず、院内感染の防止に関して自由に発言できる。

- ④ 感染委員はその職務に関して知り得た事項のうち、一般的な院内感染防止対策以外のものは感染委員会及び院長の許可なく、院外の第三者に公開してはならない。

- ⑤ 感染委員会は、次の内容の協議・推進を行う。

ア 院内感染対策マニュアルの作成・見直し

イ 院内感染対策に関する資料の収集と職員への周知

ウ 従業者研修の企画

エ 院内感染が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。

〈資料 2〉感染源の周知

〈資料 3〉感染症色分け表示

〈資料 4〉院内感染発生時の対応

(2) 感染制御チーム(ICT)

院長のもとに組織横断的に活動する感染制御チーム(ICT)を設置する。

感染制御チームに関しては、別紙【感染対策室(感染制御チーム)の業務指針】に定める。

3 職員研修

感染対策の基本的な考え方および対策について、職員に周知することを目的に実施する。

- (1) 院内感染対策に関する基本的考え方および具体策について、感染対策マニュアルに定め、さらに職員に周知徹底を図ることを目的とする。
- (2) 当院の実情に即した病院全体に共通する内容で、全職種を対象とし、年2回研修会を開催する。
- (3) 研修実施内容について、開催日時、研修項目、出席者、感想等について記録を行う。
- (4) 外部研修・学会等の開催情報について広く告知し、また参加を支援し、参加した場合にはその報告を記録・保管する。

4 感染症発生状況報告に関する基本方針

病原体の検出状況および抗菌薬の使用状況について、感染委員会に報告され、検討された対策等は速やかに職員全体に通知する。

5 院内感染発生時の対応に関する基本指針

- (1) 微生物の分離率や感染症報告などから、感染拡大あるいは異常発生を迅速に把握する。
- (2) 感染拡大時あるいは異常発生には、その状況及び患者への対応などを迅速に把握する。

6 アウトブレイク、または異常発生時の指示、指導等に関すること

- (1) アウトブレイク、異常発生時はその状況及び患者への対応等を病院長に報告する。
組織的対応するために臨時感染対策委員会を開催し、速やかに感染の発生原因の調査と対策を講じる。経過と対策については全職員へ周知徹底を図る。
- (2) 報告が義務付けられている感染症が特定された場合には、速やかに相模原市保健所に届け出る。

＜資料5＞省令で定められた感染症一覧

＜資料6＞院内感染発生時対応チェックリスト

7 その他の院内感染対策推進のために必要な基本方針

- (1) 本指針の内容については、各部門の感染委員を通じて全職員に周知徹底する。
- (2) 感染対策マニュアルは各部署に配置し、職員は常時閲覧でき、マニュアルに基づき院内感染対策を実施する。

8 本指針の見直し、改正

- (1) 感染委員会は、少なくとも毎年1回以上、本指針の見直しを議事として取り上げ検討するものとする。

(2) 本指針の改廃は感染委員の過半数の賛成で議決し、委員長が施行を別に定める。

9 本指針の閲覧

本指針は当院のホームページ上に公開することとし、また患者及びその家族等から要請があった場合には、これに応じるものとする。また、本指針についての照会には各部門の感染委員が対応する。

10 患者からの相談への対応

病状や治療方針などに関する患者からの相談に対しては、担当者を決め誠実に対応し、担当者は必要に応じ主治医、担当看護師へ内容を報告する。

〈資料 1〉 組織図 「広瀬病院 院内感染対策管理組織図」

